

可見市 通学路交通安全プログラム
～ 通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成28年2月

可見市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、市は平成24年、平成25年に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、平成27年1月に「可児市市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

通学路の交通安全対策については、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 可児市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、次のメンバーからなる可児市通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置しました。本プログラムは、推進会議で議論し策定しました。

- ・可児市PTA連合会
- ・可児市小中学校長会
- ・可児警察署交通課
- ・国土交通省岐阜国道事務所
- ・岐阜県可茂土木事務所
- ・可児市建設部
- ・可児市総務部
- ・可児市教育委員会事務局

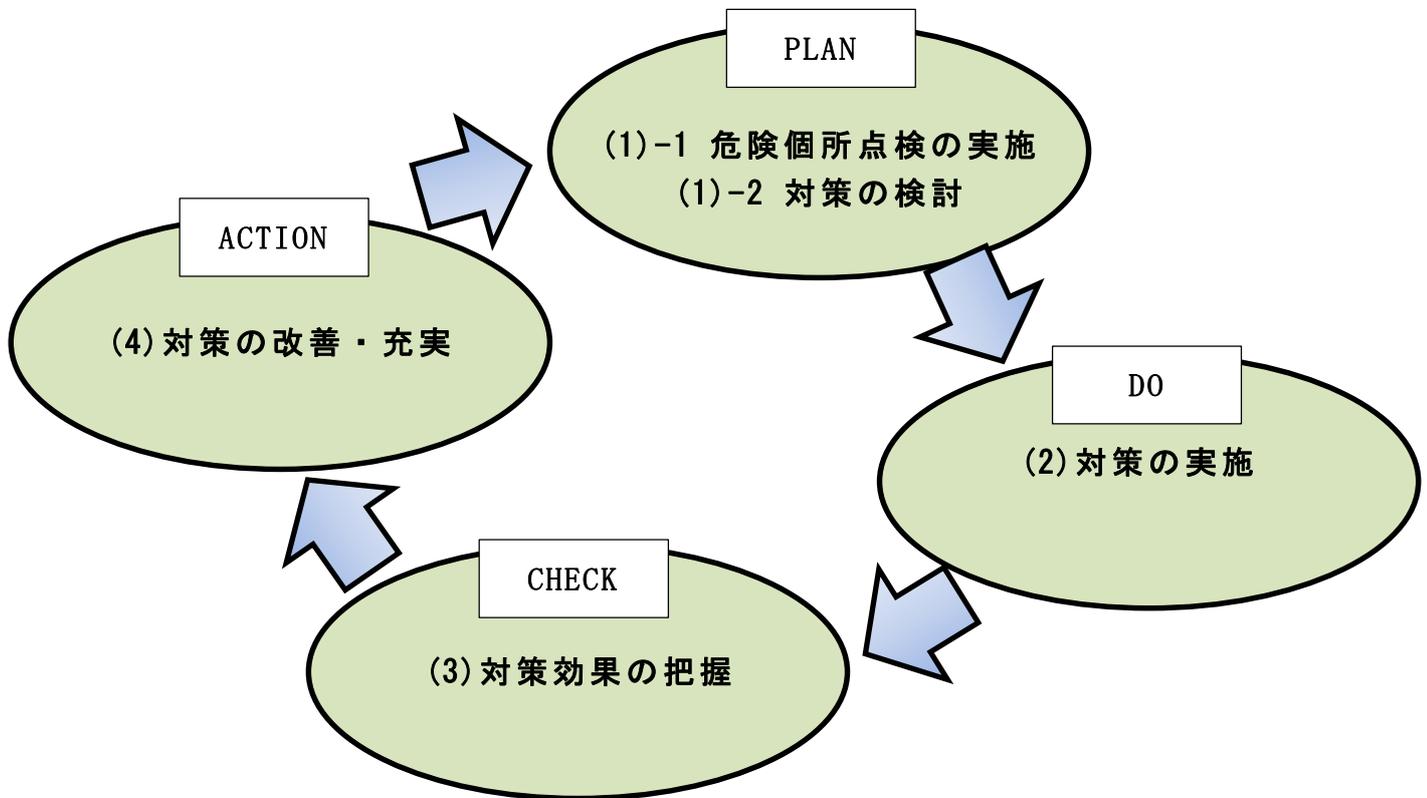
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も危険箇所等の点検（以下、「危険箇所点検」という。）を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

4. 通学路安全確保のためのPDCAサイクル



(1) - 1 危険箇所点検 (PLAN)

①危険箇所点検の実施時期等

- ・自治会要望等で寄せられた危険箇所を対象に、毎年9月ごろに危険箇所点検を実施します。
- ・必要があれば、上記によらず危険箇所点検を実施します。

②危険箇所点検の体制

- ・点検は、推進会議の委員により行います。

(1) - 2 対策の検討 (PLAN)

危険箇所点検の結果から明らかとなった対策必要箇所について、具体的な実施メニューを検討します。

(2) 対策の実施 (DO)

対策の実施にあたっては、円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(3) 対策効果の把握 (CHECK)

対策実施後、実際に期待した効果が上がっているか、児童生徒等が安全になったと感じているか等を確認するため、アンケートや現地調査などにより効果の把握を実施します。

(4) 対策の改善・充実 (ACTION)

対策実施後も、危険箇所点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

5. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するために、対策箇所一覧表等を作成し公表します。

策定 平成27年1月28日

改正 平成28年2月29日